

第百十一回国参議院内閣委員会會議録第二号

昭和六十二年十二月十日(木曜日)

午後六時三十分開会

委員の異動

十二月九日

辞任

田辺 哲夫君
本村 和喜君

補欠選任

亀長 友義君
松垣徳太郎君

十二月十日

辞任

亀長 友義君
峯山 昭範君

補欠選任

本村 和喜君
中野 明君

出席者は左のとおり。

委員長

名尾 良孝君

理事

委員

板垣 正君
大城 眞順君
久保田眞苗君

岩上 二郎君
大島 友治君
岡田 広君

古賀雷四郎君
永野 茂門君
松垣徳太郎君

堀江 正夫君
本村 和喜君
小野 明君

野田 哲君
飯田 忠雄君
中野 明君

吉川 春子君
柳澤 鎮造君

國務大臣

政府委員

人事院総裁
人事院事務総局
給与局長

人事院事務総局
職員局長
総務庁長官官房
長

総務庁人事局長
総務庁行政管理局
局長

防衛庁参事官
防衛庁長官官房
長

防衛庁防衛局長
防衛庁人事局長
防衛庁経理局長

防衛施設庁総務
部長
自治省行政局公
務員部長

常任委員会専門
員

説明員

法務省民事局第
一課長

小淵 恵三君
高鳥 修君
瓦 力君
内海 倫君
中島 忠能君
川崎 正道君
古橋源六郎君
手塚 康夫君
佐々木晴夫君
児玉 良雄君
依田 智治君
西廣 整輝君
松本 宗和君
日吉 章君
弘法堂 忠君
芦尾 長司君
原 度君
濱崎 恭生君

本日の會議に付した案件

○一般職の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員給与に関する法律及び国際花と

緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の
の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送
付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○人事院勧告の完全実施に関する請願(第一七号)

○国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
(第三号外一五件)

○元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する
請願(第一五七号)

○人事院勧告完全実施に関する請願(第一五八号)

○日米共同訓練反対に関する請願(第二〇四号)

○繼續調査要求に関する件

○委員長(名尾良孝君) ただいまから内閣委員会
を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨九日、田辺哲夫君及び本村和喜君が委員を辞
任され、その補欠として亀長友義君及び松垣徳太
郎君が選任されました。

また、本日、峯山昭範君が委員を辞任され、そ
の補欠として中野明君が選任されました。

○委員長(名尾良孝君) 一般職の職員給与等
に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職
員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政
府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正す
る法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法
律案、以上三案を便宜一括して議題といたしま
す。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたしま
す。高鳥総務庁長官。

○國務大臣(高鳥修君) ただいま議題となりまし
た一般職の職員給与等に関する法律の一部を改正
する法律案及び特別職の職員給与に関する法

律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関す
る臨時措置法の一部を改正する法律案について、
一括してその提案理由及び内容の概要を御説明申
上げます。

まず、一般職の職員給与等に関する法律の一
部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

本年八月六日、一般職の職員給与の改定を内
容とする人事院勧告及び週休二日制の改定を内容
とする人事院勧告が行われました。政府として
は、これらの内容を検討した結果、一般職の職員
の給与については人事院勧告どおり本年四月一日
から実施することが適当であり、また、週休二日
制についても人事院勧告どおり実施することが適
当であると考え、これらをあわせて、一般職の職
員の給与等に関する法律について所要の改正を行
うこととし、ここにこの法律案を提出した次第で
あります。

次に、法律案の内容について、その概要を申し
上げます。

まず、給与改定の関係について申し上げます。
第一に、全俸給表の全俸給月額を引き上げるこ
とをいたしております。

第二に、初任給調整手当について、医師及び歯
科医師に対する支給月額の限度額を二十三万九千
円に引き上げるなどの改善を図ることとしていた
しております。

第三に、住居手当について、月額一万千円を超
える家賃を支払っている職員に支給することに改
め、その支給月額の限度額を一万八千円に引き上
げることとしております。

第四に、通勤手当について、交通機関等を利用
して通勤する職員に対する全額支給の限度額を月
額二万千円に、全額支給の限度額を超えるときに
加算することとされている二分の一加算の限度額

を月額五千円に、それぞれ引き上げるなどの改善を図ることといたしております。

第五に、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を日額二万五千八百円に引き上げることとしたしております。

次に、週休二日制の改定関係について申し上げます。

第一に、毎四週間につき、各庁の長が職員ごとに指定する二の土曜日の勤務時間を勤務を要しない時間とし、職員が交代で四週間に二回の割合で土曜日を日曜日に加えて休む四週六休制に改めることとしたしております。なお、交代制勤務職員等については、曜日のいかにかわらず、毎四週に週間において勤務時間が四時間である半日勤務日及び二以上ある職員にあつては、これらの半日勤務日のうち、各庁の長が職員ごとに指定する二の半日勤務日を休むこととし、それ以外の職員にあつては、毎四週間につき、各庁の長が職員ごとに指定する八時間の勤務時間を勤務を要しない時間とするに改めることとしたしております。

第二に、勤務を要しない時間の指定の単位となる四週間の中途において、新たに職員となつた者または定年に達すること等により退職することとなる職員について、第一の場合とは別に、人事院規則で定めるところにより、各庁の長が指定する勤務時間を勤務を要しない時間とすることゝいたしております。

第三に、勤務一時間当たりの給与額について、四週六休制の実施により短縮された勤務時間に基づき算出することとしております。

最後に、この法律は、給与改定については、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用することとし、週休二日制の改定関係については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行することとしたしております。

なお、以上のほか、附則において、この法律の施行に必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととしたし

ております。

続きまして、特別職の職員との給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

この法律案は、ただいま御説明申し上げました一般職の職員の給与と改定に伴い、特別職の職員の給与について、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることといたしております。

具体的には、内閣総理大臣等の俸給月額については、内閣総理大臣は百七十九万二千円、国務大臣等は百三十万七千円、内閣法制局長官等は百二十四万九千円とし、その他政務次官以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百六万五千円から九十二万六千円の範囲内で改定することとしたしております。

また、大使及び公使の俸給月額については、國務大臣と同額の俸給を受ける大使は百三十万七千円、大使五号俸は百二十四万九千円とし、大使四号俸以下及び公使四号俸以下については、一般職の職員の指定職俸給表の改定に準じ、百五万五千円から六十八万五千円の範囲内で改定することとしたしております。

さらに、秘書官の俸給月額についても、一般職の職員の給与改定に準じてその額を引き上げることとしております。

第二に、委員手当については、常勤の委員に日額の手当を支給する場合の支給限度額を四万五千九百円に、非常勤の委員に支給する手当の支給限度額を二万五千八百円に、それぞれ引き上げることとしたしております。

第三に、国際花と緑の博覧会政府代表の俸給月額を百五万五千円に引き上げることとしたしております。

第四に、特別職の職員の給与等の改定にあわ

せ、所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上のほか、附則において、この法律の施行期日、適用日等について規定することとしたしております。

以上がこれら法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(名尾良孝君) 瓦防衛庁長官。
○國務大臣(瓦力君) ただいま議題となりました

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、このたび提出された一般職の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案に準じて、防衛庁職員の給与の改定を行うとともに、四週間につき二の土曜日には勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの給与額の算出について措置するものであります。

すなわち、改正の第一点である防衛庁職員の給与の改定につきましては、参事官等及び自衛官の俸給並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当を一般職の職員の給与改定の例に準じて改定するとともに、営外手当についても改定することとしております。

なお、一般職の職員の給与等に関する法律の規

定を準用し、またはその例によることとされている事務官等の俸給、通勤手当、住居手当、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当等につきまし

ては、同法の改正によつて、一般職の職員と同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

改正の第二点である四週間につき二の土曜日に勤務を要しないこととした場合における勤務一

時間当たりの給与額の算出につきましては、一般職の職員の例に準じて、短縮後の一週間の勤務時間を基礎として算出するよう措置することとして

おります。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、昭和六十二年四月一日から適用することとしており

ますが、四週間につき二の土曜日には勤務を要しないこととした場合における勤務一時間当たりの給与額の算出については、公布の日から起

算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。このほ

か、附則において、俸給表の改定等に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(名尾良孝君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 まず、人事院の総裁に伺いたいと思いますが、八月六日に勧告を行われたわけでありま。当時は、臨時国会の会期中であります。そ

して、九月十九日まで会期は続いたわけでありま
す。勧告の日から一カ月以上もまだ国会は開かれ
ていたわけであります。毎年毎年、公務員の給与
の改定が四月一日から行われるものが、十二月の
もうちまたにジングルベルが鳴るころにならない
と決まらない、こういう状態がずっと続いている
わけがあります。このことについて、この席で歴

代の官房長官あるいは総務庁長官は、何回も私どもの質疑に対して、早くやりたいと思います、できることならば勧告が出されてから一番近い国会

で決着をつけたい、こういう答弁をされているわけでありますけれども、ことしの場合には国会が開かれているさなかであって、勧告が出てから一カ月以上もまだ会期はあつた。そういう余裕があつたにもかかわらず、その会期で処理がされな

かった。そして、次の臨時国会というのは首班指名の国会だ、こういうことで一切の案件を処理されなかった。そうして、今度に至っているわけでは

あります。

こういうふうには、毎年毎年公務員の給与の改定、四月一日から行われるべきものが押し迫った時期に、ひどいときには通常国会の冒頭で処理をされる、こういう状態が続いていることに對して、公務員の制度として、給与が決定していく仕組みとして、このことが妥当であるとお考えになつてゐるのかどうか、これについての人事院總裁としての見解をまずお伺ひたいと思ふんです。

○政府委員(内海倫君) この問題に關しましては、前からいろいろ御質問があり、私もそれに対するお答えを申し上げておるところでございますが、勧告そのものは、御承知のように、民間の給与の実態を四月の時点でとらえて調査を行う。さらに、その後国家公務員の給与の実態を精査して、そうした上で比較対照の後勧告をいたす關係上、勧告そのものは、これもなるだけ早くしろということはしばしば我々も聞くんだけれども、実際の業務処理からいいますと八月初旬が私は精いっぱいのところではなからうか。

さて、そこで勧告を八月の初旬にいたしまして、今お話しのように、このところ大体十二月の後半に決めていただくということでございますが、政府におかれましては、私も勧告して最も近い時期に給与關係の閣僚會議を開催されて、さらにその後も引き続いて審議をされておる。恐らく政府としても、実情はよく御存じでございますから、なるだけ早い決定ということの努力をされておることは、私もよくわかのんでございます。公務員の給与の勧告を担当する我々としては、それにもかかわらず、できるだけ早くしていただくということを期待するわけですが、同時に、政府におきましていろいろとお考えになることもおありと思ふので、私もからそうやたらにせつつかうこともどうかと思ひますし、まあこういうふうな席をかりまして、今後さらに早くしていただければ幸いであるということをお願いするにとどめたい、そういうことでございます。

○野田哲君 できることならば、もうちよつと總裁もきつぱりした注文を政府につけてもらいたいと思ふんですが。

小淵長官ね、給与關係閣僚會議をこれから主宰される官房長官として、これはぜひよく考えてもらいたいわけですね。今度の臨時国会でも、もはやほかの委員会は全部店じまいをして、一番最後に法律案を審議しているのが今のこの委員会なんです。そして、あしたの参議院の予算委員会が終わつた後で、本會議で決着がつく。一番いつも最後になつてゐるわけですね。なぜこういう状態になつてゐるのか。結局、これは政府・与党の方で国会対策の道具にこれを使うから、いつもこういう扱いになるわけですね。公務員の方としてはたまたものじゃないと思ふんですよ。

特に地方自治体は、この決定を受けて、それから地方議會で処理することになるわけなんです。そうすると、四月からの差額が精算されるときに、新聞の地方版ではどういう形でそれが取り上げられるかといふと、県庁の職員に第二回目のボーナスとか、市役所の職員に二回目のボーナス、こういう見出しでそのことが報道されるわけなんです。受け取る方にすればたまつたものじゃないですよ。四月から受け取つてゐるべきものが十二月の暮れに支給されて、しかもそれを余計なものをもつたような報道をされる。そういう点はひとつよく考えて、今までその席で何回も歴代の官房長官や総務庁長官が、勧告が出たらそれから一番近い国会で処理をするようにいたしますと、こういう約束をされてゐるわけなんですから、このことはぜひ今後十分配慮していただきたい、こういうふうな強く要望しておきたいと思ふんですが、御見解がありますれば伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小淵憲三君) 政府といたしましては、御案内のように、労働基本権の制約代償措置として人勧制度を尊重する基本姿勢に立つて、完全実施に最大努めてきたところでございますが、現下の厳しい財政事情や社会情勢、経済情勢を考

えますと、やはり国民の理解と納得を得て公務員の給与改定を行うためということでございまして、そうした意味で国政全般との関連において議論を尽くしておるところでございます。こうした観点に立ちまして、法案提出まである程度の時間を要してきたということにつきましては、野田委員御指摘のように、その間に若干の時間をとらざるを得なかつたということにつきましても御理解を得たいと思ひますが、政府といたしましては、できるだけ早く結論を得ていく努力を従来に増していただけていくというふうに思つておるわけでございます。

○野田哲君 これは特に四現業の職員の国労委の裁定は、これは議決案件ではなくて政府で処理をされているわけですね。そういうこともあれば、なおさらことは早く処理されるべきではないか、こういうふうな考えるところであります。ぜひひとつ、その点はこれからも重々配慮をお願いしたいと思います。

それから、今回の給与の改定、これは予算措置は出ていないわけでありまだけれども、予算措置はいつどういう形でやることになるわけですか。

○政府委員(手塚康夫君) これは財政当局の問題でございます。私もその財源をどうするかといった問題まで考えて決定するといったふうには考えておりません。決定した以上は、それで法律となつてそれが通つたらすぐ支給できるように、当然財政当局もするものというふうに信じております。

○野田哲君 十月二十三日の閣議決定で、四週六休制に關連して、土曜日の閉庁方式について、「国民の理解を得ながら進めることを基本とし、週休二日制・閉庁問題閣僚會議における協議・調整を踏まえつつ、昭和六十三年度中に導入することを目的に、諸般の準備を進める。」、このようになつてゐるわけですが、この「諸般の準備」の中のまず法令の扱いについて伺ひたいと思ひます。公務員の勤務体制を定めたものはいろいろある

んです。これ資料見ると。まず一つは、当然のことながら一般職の職員給与等に関する法律、この中の第十四条、これがあつたわけだけれども、その前に、官庁勤務時間並休暇二閑スル件(大正十一年七月四日閣令第六号)、總務庁の法令集を見ると、これがやつぱり生きてゐるわけですね。その中で、「官庁ノ勤務時間ハ日曜日及休日ヲ除キ午前八時三十分ヨリ午後五時迄トス但シ土曜日ハ午後零時三十分迄トス、こうなつてゐる。そして、その一番最後の附則の方を見ると、「明治九年太政官達第二十七号中但書ヲ削ル」と、こういうのがあつたわけですね。

この明治九年太政官達第二十七号というのは何かと思つて調べてみると、これはもうなかなか今私どもの手元にある法令集にはないんですね。国会圖書館等いろいろ調べてみると、「来ル四月ヨリ日曜日ヲ以テ休暇ト定ム」「従前二六日休暇ノ如キル四月ヨリ日曜日ヲ以テ休暇ト被定候条此旨相達候事 但土曜日ハ正午十二時ヨリ休暇タルヘキ事」、これが明治九年三月十二日太政官達二十七と、こういうのがあつたわけですね。現在ある總理府関係法令集の中では、この太政官達のだし書きはもう削つたということですから、ただし書き以外はまだ生きてゐるのかなというふうな思ふわけなんです。

それからさらに、昭和二十四年一月一日總理府令第一号というので、政府職員の勤務時間に関する總理府令、こういうのがあつて、これでも同じく「土曜日 午前八時三十分から午後零時三十分まで」、「こういうふうな定めがあるわけですが、なぜこういうふうないろいろな片仮名まじりの候文まであるようなものが全部生きてゐて、きちっと整理されないままに続いているんでしょか。まず、この点から伺ひたいと思ふんですけれども。

○政府委員(手塚康夫君) 私も古い制度についてはまことに疎い方でございますが、先生の方がよく御存じかと思ひますが、しかし、その古い方になりますと、先生もなかなか入手できなかったとおっしゃつていますが、たゞいま一番古い方で挙

げられた明治九年の太政官達第二十七号、これは
現実には現在生きておりません。二十三年の政府
職員の新給と実施に関する法律の一部を改正する
法律、新給与法、これでもつて廃止ということに
なっております。

ただこの中身自身はかなり興味のある太政官達でございまして、それまでは、先生十六日とおっしゃいましたけれども、一、六日なんです。一、六日と六のつく日を休みにしますということだったのを改めまして、西洋式に日曜日を休みというのを初めて持ち込んで、それで土曜日半ドンというので今の週休二日制の一番嚆矢、初めがこの太政官達だったという意味で、かなり我々もおもしろい太政官達だと思つてますが、中身は法制的にはもう現在そういうことで廃止になつております。それから、現在、逆にこれはおもしろいんですが、國家公務員法に勤務時間という言葉が出てまいりません。時間外勤務というのは出てまいりますが、勤務時間というのはたしか出てまいりました。それで、むしろ給与法の方で勤務時間というのが出てきて、それを受けて人事院規則一五——ができ、それから、その現実の時間の振り分けを、先生おっしゃったように、総理庁令ということをやっているわけでござい

ただ、それに対して、先生御指摘のとおり、**閣**六と言っておりますが、大正十一年の閣令六号、これがまだ生きております。これがなぜかというのは、正直端的な点は私ともわかりかねるんですが、昔のものを見ますと、当初明治時代、明治元年なんかを見ますと、いわゆる参退時刻ということで参集退出時刻、これを定めているんですが、みの刻には参集しなさいと、それできるの刻になつたら退出してもいいですよということとを定めてきて、それがいわばこの閣令六号まで続いているわけです。ですから、これを見ますと、いわば執務時間という概念であるわけなんです。それに対して、やはり現在給与法などで使っています勤務時間というのは、個々の職員のいわ

ば権利的なものとして勤務時間というのをとらえています。戦後的な概念であるわけなんです。それが戦前からの執務時間と戦後の勤務時間、若干発想が違ふ点がありまして、完全に片方に吸収すればいいというような体系にどうもなつておらないわけです。その辺が、現在も形としては併存するということになっているその大きな原因だと、そういうふうには私も私ども理解しております。

○野田哲君　今までの公務員の勤務時間を定めたものについては、今申し上げたとおりいろいろある。法律や政令というものは不思議なものだと思ふんです。一通つくつていくと候々まで残るといふこともあるわけですけども。

そこで、今度の六十三年度という閉庁という制度、これはこれらの法令とは別の法律をつくるという事なんですか。それとも、今ある勤務時間間の制度の中で改正をして閉庁の制度をつくるということになるのか。その法の体系というのはどういふふうに考えておられるわけですか。

○政府委員(手塚康夫君) この点は、現在でも四週五休ないしは御審議いただいております四週六休、これは給与法で規定するという事になっております。一昨年は実は休暇関係を、先生御指摘のとおり、片仮名法であったものを一応整理して、今の給与法に根拠を置くようにいたして、そ

の際に給与等に関する法律になったわけですが、その中で勤務時間等の問題を扱っておりますので、一つの考え方としては、閑庁といつても、個々の職員の勤務時間としてとらえればすべての職員が出てこない時間帯、そういうふうにかえれば、給与法でやつてもいいではないかという発想もございます。例えば外国などを我々調査したところでは、やはり勤務時間の方から定めているというのが大体多いようでございます。

ですから、そういった方式をとることも可能ですが、ただ、先ほど申しましたように、明治九年から土曜日半ドンということでずっと役所は開くということで日本では来ているわけでございます。その土曜日を閉めるというのは、現に銀行を

閉店するといふのも社会的には大変な騒ぎでございました。それを官庁が閉めるとなつた場合には、やはりそれを国民にはつきり明示しなければいけないではないか、給与法の場合には公務内部を規律する法律であつて対国民の法律ではないだらう、そういう御意見もございます。この辺も踏まえて、今後閣僚会議でどのような法律がふさわしいかといふのは、これは実際にどの程度閉庁するかという中身等にも絡んでまいりますが、その辺も含めて御検討いただくといいことにしております。

○野田哲君 閣僚会議で検討するということですけれども、閣僚会議というのは時々集まって協議をされるわけで、問題は、役所は土曜日は閉まるぞということの制度をつくって、それを国民の皆さんにも周知徹底を図っていく、その作業はどこで進めるんですか。これは総務庁ですか、総理府府ですか、どこなんですか。

○政府委員(手塚康夫君) 公務員の週休二日制を所管しておりますのは総務庁でございますので、総務庁を中心に作業を進めているところでございます。

○野田哲君　そこで、六十三年を目途にということですから、もういろいろ検討されているのだろうと思うんですけれども、どのような法律の形態になるのか。私が懸念するのは、役所の窓口を閉める制度としては、一つは祝日法というのがありますね、祝日法。これはもう祝日法で定められた日は国の官署も地方公共団体も学校も全部さつと、まあ変則勤務体制のところは別ですけれども、普通は全部そういう体制になっていますよね。だから、ああいう形で国も地方公共団体もひくくめて二週と三週は窓口は閉めています

よ、こういうことにするのか。それとも、今これから検討するという土曜閉庁のための法律はあくまでも国の官署だけを対象にして、地方自治体はどうぞ御自由におやりなさいということで対象から外して、それはそれで地方自治体の条例で処理をする、こういうことになるのか。その基本的な

考え方は今あるんですか。

○政府委員(手塚康夫君) 今度の閉庁問題を進め

るに当たつて、幾つかの宿題といひますか課題があるわけですが、その一つが地方公共団体との関係ということで、現実には、四週六休ですが、あるいは四週五休ですらまだ十分に行われていない地方公共団体もあるわけなんです。今度の閉庁に際しては、地方公共団体との関係を同時にできるのならこれは望ましいんですが、実態的に言うとなかなかそうはまいらないのではないかと。そうすると、どうしても国が先行するという形になるが、その際に地方が幾らかでも追いつけるような、そういう配慮をなるべくするようにというのが、閣僚会議で一つ宿題になっている点でございます。これは自治省にもいろいろ検討してもらつて点でございますが、その一環として、先生のおっしゃるような問題もあるいはあるのかもしれない。ただ正直、地方自治体自身が完全に一斉に一律にできるものかどうか、その辺考えますとなかなか難しい問題もあるのではないかと。うふううに考えております。

○野田哲君 いや、これは法律の形によつてはや
らうと思えばちゃんとできると思うんですよ。例
えば一番最近の新しく制定された二月十一日の建
国記念日でも、いろいろ法律でござつたして、日
を定めたのは別に政令で定めたわけだけれども、
国がこの日は祝日ですよということに政令で決め
てカレンダーに赤丸がついたら、これはいや応な
しにあの日は全部全国一斉に祝日になつたわけ
ですよ。だから、法律の形によつては僕は地方も一
緒にできると思うんです。自治省見えておられ
か。——自治省ではどういうふうに考えておられ
るわけですか。

○政府委員(戸尾長司君) ただいまのお尋ねでございますけれども、土曜閉庁方式につきましては、これは地方公共団体の導入につきましては、国の準備状況でございますとかそういう地方の実情も踏まえまして、検討していきたいというふうな思っておるわけでございますが、いずれにいたた

しましても閉庁方式の導入ということになりますと、これは基本的にはやはり個々の地方公共団体が自主的に決定すべきものであるというふうに存じてはおります。国の土曜閉庁を定める法律を制定するした場合にも、その法律において地方公共団体の土曜閉庁というものを定めることにはならないのではないかなというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても、地方公共団体におきまして閉庁をどういうような法形式で定めていくかということにつきましては、ただいまもお話ございましたが、国におきまして法制化の検討というものの状況を見ながら、私どもの方も鋭意検討を進めたいというふうに思っております。

○委員長(名尾良孝君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、亀長友義君が委員を辞任され、その補欠として木村和喜君が選任されました。

○野田哲君 これはやはりある程度全国で、特殊勤務形態の職場は別にして、国も地方も一斉にある日からスタートする、こういう形でないとうまくないと思うんですよ。今、公務員部長が言うように、地方は地方で思い思いに自治体ごとに決めなさい、こういうふうになった場合には、ある町で税務署は休んでいる、県の地方事務所も休んでいる、市役所は開いている、隣の市は閉めている、こんな形がまちまちにできたのでは、私はこれはやはり混乱が起きると思うし、もう一つは、これは総務庁長官、官房長官ね、土曜役所を休むということになる、当然銀行法のときもそうであつたように、民法上の債権債務の日数計算にまで及んでくるわけです。それから、税金の納付期限にまで及んでくるわけですよ。それがこつちの市とこつちの市では扱いが違ふということになったのでは、これはやはり問題が起きると思うんです。だから、やはり国と地方は、地方には地方としての条例制定権もあるし地方の自主性もあると思うんだけれども、スタートはやはり同時にス

タートをする、これを目標に置いてもらわなければならぬと思うんですが、それを言うとも今度は総務庁の方や官房の方では、自治体の体制がなかなかできないからということにするざるざる引つ張るようであつてはまた困るんだ、これは。だから、もつと自治省も積極的になつてもらわなきゃ、私はいつまでたつてもこの体制はできないんじゃないか。それが結局六十三年度をめどになんというふうな、あいまいなことになつてゐるんだと思うんです。

そこで、総務庁長官なりあるいは手塚局長に伺いたいんだけど、どうもきのうの衆議院の審議の状況を私聞きますと、実施ということとそれから導入ということについて、何かちと整理ができていないような印象を衆議院の内閣委員の諸君は受けているんじゃないか。この点どうなんですか。

○国務大臣(高島修君) 昨日の衆議院の内閣委員会におきまして、この問題について局長から御答弁を申し上げたところでありますが、実は、例えば諸般の調整、法令の整備等の準備に非常に時間がかかつて、来年の通常国会で提出せざるを得ないというふうな形になりますと、どうも六十三年度に実施することが、PR期間等もございまして、かなり難しくなるんじゃないかという場合には、六十三年度中に少なくとも制度を導入して、そして実施はずれ込むということもあり得るのかなということも局長は懸念をして、そのような答弁をしたというふうに私は理解をしております。

ただ、総務庁としては、できるだけ早く諸般の準備を進めまして、六十三年度中に導入イコール実施というところに持っていきたい、そういう熱意に燃えて取り組んでおることを申し上げておきたいと思ひます。

○野田哲君 人事局長、導入と実施とはどう違うんですか。

○政府委員(手塚康夫君) 先生もよく御存じかと思ひますが、定年制度、定年法、随分かかります

たが、あれが法律が通りまして、国家公務員にも定年制度が導入されたこと新聞にも書かれました。しかし、やはりこれは準備期間が必要だということとで、五年の準備期間を置いて実施されました。そういう意味では、そんなに離れるのはめつたにないことではございしますが、導入と実施とは若干やはり違ふ点があるというふうに考えております。

○野田哲君 それは妙な手塚説が出たわけです。確かにこれは法律ができて、それから準備期間を置いて、施行日は政令で定めてそこからスタートする、こういう例はあるが、しかし、土曜閉庁の制度は導入と実施時期は別だなんていうようなことは、これは私は今初めて聞いて、新説が出たのかなと思つてちよつと不可解な感じを受けるんですがね。

じゃ、その実施のめどはいつを考えているんですか。

○政府委員(手塚康夫君) 閣僚会議でついであります注文の一つに、やはり民意の反映を十分行なうということになっております。総務庁としても、なるべく早い時期からそういう民意の反映ということであるんな団体の御意見等を伺つてまいるつもりですが、仮にその際に、例えば制度ができて国民に対する周知徹底で一年間ぐらひは使ひなさいということになったとすれば、物理的に六十三年度中に実施することはできないはずで、それに従うならば、ただ私どもは、それほどしなくても国民には理解が得られるのではないかと考えておりますが、いずれにしてもその辺は民意の反映を十分行つた上で、そういうった意見も踏まえて閣僚会議でいつから実施ということを決めていたかどうかで、事務当局の我々が今、現段階でいつというふうなことは言えるものではございません。

○野田哲君 これは十月二十三日の閣議決定で、一番最後のところに「閉庁方式について」ということで、「昭和六十三年中に導入することを目途に、諸般の準備を進める。」、こうなつてゐるわけです。これを素直に読めば、法律をつくるのは

六十三年度だと、実施は別なんだと、こんな理解でこの決定を読んだ者はそう私はたくさんいないんじゃないかと思うんです。これ人事院はそういうつもりなんですか、この勧告をで閉庁の問題に触れたときには、総裁、いかがでしょう。

○政府委員(内海倫君) 私どもは四週六休を勧告いたしましたので、これが実現を確保していくためにも、また諸般のいろいろ労働条件を考えますと、土曜の閉庁ということも政府において十分にお考えになることが必要なんじゃないかという意味で報告で書いたわけでありますが、今おっしゃるやうに、非常に厳しく分析したわけではございせんが、土曜閉庁ということについては、やはり今すぐ右から左にこれをおやり願うということになれば、非常にいろいろまだ考えなきゃならぬ問題もあるうと、そういうことも含んだ上での報告を申し上げたということは、私どもの気持ちでもあつたわけでありまして。

○野田哲君 これはこの問答を幾らやつても切りがないんですが、常識的な私どもの受けとめ方としては、やはり六十三年度中に、四月からというのはあるいは無理かも知れませんが、切りのいい十月なら十月とか、あるいは六十三年度中ですから六十四年の一月一日というのも年度内でありまして、あるいは七月一日とか、切りのいい時期を六十三年度中の日を定めてそこから閉庁がスタートする、こういうふうには私どもは受けとめてゐるわけで、それが国会審議を通じて導入と実施は別なんだよ、こういう議論が出てくるとは実は意外だったんです。私はやはりその間の隔をあけることなく、法律をできるだけ早くつくつて実施が六十三年度中に、こういう形で運ぶべきじゃないかと思うんです。そうすると、やはり法律は次の通常国会に出されて、春ごろにはやはり法律を制定する、こういう段取りが必要になつてくるのではないかと思うんですが、そのあたりの扱いは、総務庁長官あるいは官房長官、いかがですか。

○政府委員(手塚康夫君) 先生、閣議決定案文をお読みになられたので、私もちよつと一言事務

的に言いたいんですが、「六十三年度中に導入することを目的に」となっております。その前提として、「国民の理解を得ながら進めることを基本とし」となっております。だから総務庁としてはなるべく早い時期に実施できるように、国民の理解を得るよう努力はしてまいりたいと思っております。ただ、それが現時点で大丈夫かどうかというふうにはまいりません。

それから、先生が御指摘になった地方公共団体との関係、これも閉庁問題を議論する際の大きな宿題として残っているわけでございます。その辺がすべて解決した際にいつごろから実施できるということが決まるわけでして、これは現時点ではいつということは言えない性格のものだということに我々は考えております。

○国務大臣 高島修君 一昨日、週休二日制・閉庁問題関係閣僚会議が開かれたわけであります。その席上かなりの大臣から、この問題についてはひとつ積極的に取り組んで、早く内閣としての実施時期などを含めて明確な方針が打ち出せるように努力をしないかという多くの閣僚からの御意見がございました。したがって、竹下内閣としては、前向きに取り組んでいくということを確認をしておるところであります。前向きに取り組んでいくということとは、つまり六十三年度導入ということを実施も含めて何とか年度末にならないうちにできるようにやりたいものだ、こういうスタンスで取り組んでいくということだと思います。

そういうことからいしますと、実は、委員御指摘のように、通常国会に法案が出せるような状態になれば問題はないわけですが、それから後にくということになることを非常に懸念いたしております。御指摘のように、地方公共団体の問題があり、あるいは税金の取り立てとかその他のいろいろな問題、金融機関は既にやっております。また裁判所の問題、それらをクリアして法律が通常国会に出せるのかどうかという点について

では、まだ確信を持っておりません。でありますので、ぜひひとつまた御鞭撻をいただきたい、また国民世論の形成についてもぜひまた御協力をいただきたい、このように思っております。○野田哲君 時間も参りましたので、最後、防衛庁長官の方に伺います。

防衛庁関係、今度の給与改定で所要経費は幾らであるのか。そして、それは今回は予算措置は出ていないんですけれども、今ある三兆幾らの防衛予算のやりくりの中で処理をされるのかどうか。○政府委員 日吉章君 お答え申し上げます。

防衛庁の関係の給与法の改正に伴います所要額でございますが、これは約二百二十億と計算されております。それにつきましてどのような予算措置を講ずるかでございますが、これは先ほど総務庁の人事局長がお答えになりましたように、政府全体の財政当局の施策に基づいて行われることになりまして、現在財政当局の方では第二次の補正予算を準備されていると伺っております。多分この補正予算の中で処理されることになるのではないかと考えております。

その際に、具体的にどのような措置を行うことになるのかという点につきましては、現在執行中の予算の中でどのような節約ができるかと、その他もろもろの諸条件がございまして、現在作業中でございまして、具体的に申し上げられる段階でございまして、ことをお許しただきたいと思っております。

○飯田忠雄君 私は、本日は三つの点について伺いをいたします。

まず第一は、国家公務員法二十八条のいわゆる五％条項に関連しまして、人事院勧告のあり方について伺います。第二は、週休二日制と職種との関係及び定員についてであります。第三は、一般職と特別職を区別した理由と特別職の給与原則。この三つについて、時間の限りの限り伺いをいたします。まず、国家公務員法の第二十八条によります

と、官民給与較差が五％以上のときは人事院は勧告を義務づけられるが、それ以下のときは人事院の判断に任せる、こうなっております。しかし、人事院は昨年の二・三％に続きまして本年も一・四七％と、五％以下の状況において勧告を出されております。そこで、実は本年の勧告が出ましたときに、前官房長官の後藤田さんは当委員会、五％条項があつてそれ以下でも勧告するから一体五％条項はどういうときにそれを適用するのかと、こういう疑問を提出されまして、私見であると断りながら、五％以下のときは報告にとどめて雇用主の立場の政府に判断させるのも一つの考え方ではないか、こう述べておられます。この点につきまして、現官房長官は前官房長官の御見解を、つまり私見を引き継がれるのであるかどうか、この点について伺いたします。

○国務大臣 小淵恵三君 お尋ねの点につきましては、私も後藤田前長官の御発言につきまして精査してみたいわけでございまして、前長官はそういうふうには申し上げておられないんじゃないかと。ただ、給与関係閣僚会議で当時出席されておられた関係の大臣から、ベア中心でいくか定昇中心でいくかというふうな議論の中で、五％条項というものが法の二十八条の中に定められているということは、とりもなおさず五％を上回ったから勧告義務があるんだというふうなことに、経済状況も非常に変化してきたので、この際少し考えてみたらどうかという御意見があつたということの後藤田長官が御披露されたということでございます。まして、前長官はやるつもりもないというふうなことを申し上げておられないわけでございます。

ので、私といたしましては、この問題につきましては、現在では五％以下の場合には勧告すべきだとかすべきでないかということについては、まさに人事院が考へになることである、そのように考へます。

○飯田忠雄君 それでは、ただいまの五％条項につきまして人事院ではどう考へてございましょうか。

○政府委員 内海倫君 この問題につきましては、今までもたびたび御質問をいただき、私の方でも答弁を申し上げておることをもう一度整理しまして申し上げたいと思つて、私どもの給与に関する勧告というものは、二十八条第一項に規定されておるところに従つて考へるべきである。じや、一項は何かといへば、要するに労働基本権の制約されておる国家公務員に対して、いわば待遇改善、給与改善というものは勧告が唯一のと言つていくくらいの機会であり、そういう措置なわけでございますから、我々としてはやはり官民較差を厳格に調へ、諸般の状態をさらに検討を加えて、その較差を埋めるべく勧告をする、こういうことが第二十八条第一項の考え方だと思つて、この場合には、法律自身が人事院に対して勧告を要請しておるわけです。

たまたま第二項は、それに対して、五％以上になつた場合は単に人事院の判断だけでなく、人事院としては勧告をするという義務を課してきておる。しかし、義務を課するということは五％以下であればやっちゃいけないという否定の意味を持つてゐるわけではない。したがって、五％以下の較差があつた場合でも、第一項の考え方に基づいて人事院は勧告するかしないかというふうなことを決すべきであるというふうに私も理解して、今日まで臨んできております。

○飯田忠雄君 よくわかりました。五％以上の場合には勧告の義務が人事院にございしますが、五％に達しなくても勧告してもいい、こういうお考えで、それはごもつともだと思つております。ここで一つ気になりますのは、もし経済状況が非常に安定をいたしまして、物価が下がつていつて民間の給与と比べて国家公務員とか地方公務員の給与が非常に高くなり過ぎたという場合に、この場合に調整をとるための勧告というものが許されるのかどうか、その点についてでございます。

○国務大臣 高島修君 この法律の第二十八条に「国会により社会一般の情勢に適應するように、

隨時これを変更することができ。」と書いてございまして、したがって、ほかがみんな下がったという社会一般の情勢があれば、下げる方に變更するということもあり得るというふうに思っています。

○飯田忠雄君 政府は下げる御意向もあるようですが、それは人事院勧告なくしておやりになるというところでしょいか。それとも、人事院としてはそういう場合に勧告をなさるのかならないのか。これはひとつ人事院と政府の両方の御見解を承りたいです。

○政府委員(手塚康夫君) これは当然政府として、仮に物価が下がったとしても、民間の賃金はどうなっているかというデータを持っているわけではございません。やはりそういう調査を行うのは人事院でございまして、人事院がそういう調査を行った結果、相当程度やはり民間が下がっている、そういうふうな認めるときには、当然減額勧告があるものというふうに理解しております。

○政府委員(中島忠雄君) 社会一般の情勢に適応させるように人事院は勧告するしかない態度を決めるべきだと思いますが、理論上申し上げますと、たゞいま総務庁の方から御答弁がございまして、下げるという勧告もあり得るだろうというふうな思っています。

○飯田忠雄君 どうして私はこういう質問をしたかと申しますと、法律によりますと、人事院勧告を義務づけておるのは五%以上は較差が広がった場合で、それ以下の場合には勧告の義務はなく人事院は自由である。がしかし、政府の方の御見解は、人事院勧告がなくても調整上政府として値下げをする措置をとることもあり得る、こういうふうな今聞きました、そういうふうな御見解でしようか。

○政府委員(手塚康夫君) そうではございませんでして、やはり民間の状況、それを把握した上で判断する。それは、政府はそういうデータを持っているわけではございません。また、それは人事院が行うことで、毎年調査をしております。その

結果によつて人事院が判断し、場合によつては減額勧告があるものと、そういうふうな理解しておるわけではございます。

○飯田忠雄君 人事院の減額勧告というのは、これは国家公務員法の規定によるものでしょうか。

○政府委員(手塚康夫君) 同じく二十八条でもつて、そういう場合も理論的にあり得るということでございます。

○飯田忠雄君 この問題は私は少しく疑問を持つんですが、きょうは時間がありませんので、議論をすることはやめまして、次に参ります。

週休二日制の問題につきまして、これは民間もこういうことを実施し得るという判断のもとにお考えになったんでしょうか。それとも、民間のことはこれは別で、官公署だけの問題あるいは官公署に準ずべき銀行その他の大会社の問題としてお考えになったのか。その点はいかがでございましょうか。

○国務大臣(高島修君) まず基本的には、日本の公務員の労働時間が世界の主要各国に比べまして非常に長いということ、そしてまた、主要各国においてはかなり週休二日制が既に行われておるといふ、完全週休二日制実施ということが行われている、それらの状況から見ても、やはり労働時間の短縮なり週休二日制の取り入れはやはりやがてはやらなきやならないことだろうということで、検討を進めてきておったところであります。

ただし、公務員についてはやはり先憂後楽と申しまししょうか、まず国民の皆様の方の大勢というものを十分踏まえた上でやるべきであるという考え方で今日まで来たわけでありまして、先に金融機関が実施をいたしました。さらにはかなりの主要な企業においても既に週休二日制が行われつつある。そういう情勢の中で、この辺でやつぱり国家公務員についても踏み切るべき時期に来ているのではないだろうか。ただし、国民皆様の広い判断のもとに、閉庁方式についてはなお理解を求めていかなければならないだろうと。こういうふうなことを考えながら、なおかつまた国家公務員が

それに踏み切ることができれば、ひいては地方公務員なりさらには幅広く中小企業あるいは零細企業に至るまでかなりそうした方向へ向かつてくださるのではないだろうか。そんなことも考えた上で四週六休の試行という段階に入り、さらに本格実施というところに入ってきたというのが、今日の状況であると思ひます。

○政府委員(手塚康夫君) ちよつと補足させていただきます。

大きな流れは今大臣から答弁したとおりでございますが、実際には人事院の方がやはり民間の状況も調査して、それを踏まえて給与勧告と同時に四週六休制の本格実施をやつてほしいという勧告を八月に行つております。それを受けて、政府としては十月二十三日に方針決定をし、そして現在御審議いただいている給与法の中にそれを織り込んであるということでございます。

○飯田忠雄君 週休二日制をおやりになる場合に、これまでも民間の企業でございまして、それは自由だろうと思ひます。何休しようかと、民間の場合ね。それは公に聞かせませんから。ところが、公の機関がやるということになりますと、これは公共の福祉に反する事態も生ずるのではないかと思ひます。そこで、公共の福祉に反しないようにするためには、その職種によつて定員を増すしかない、かわりを置くしかない、こういうことに相なると思ひますが、そういう点についても御議論の上の問題でございまいしょうか、お伺ひします。

○政府委員(手塚康夫君) 現在考えている四週六休、実は去年の十一月から試行をやつていられるわけでございます。それで公共の福祉に反するような事態は実は出ておりませんが、その試行の際に条件をつけておりますのが、民間でも週休二日制を推進する場合には、やはり合理化を進めた上で生産性の向上を図りながらこれをやつていられるわけです。予算や定員をつけて、国の場合ですね、週休二日制をやるのなら、極めて簡単なことです。ただ、それでは、民間でも一〇〇%やつていられるわけ

ではございませんし、国民に理解していただくには不十分じゃないかということで、民間のような生産性というのははつきりしませんので、せめて現在の予算、定員の範囲内で工夫を凝らしてほしいという条件を各省につけてやつてもらつたわけですよ。

そういうところは実は十月から試行によりやう入れたということなんです、各省それぞれいろんな工夫を凝らしまして、行政サービスの著しい低下がないようにという工夫を凝らして十一月末から一年間やつて、まあこれでいけるなということになつていられるわけです。それを踏まえて、今回本格実施ということで政府としても踏み切つたわけですよ。したがって、定員をつけるということは、今回の場合には閣議決定にも入つておりますが、「現行の予算・定員の範囲内」という条件がついていられるわけで、ふやすことは一切考えておりません。

○飯田忠雄君 そうしますと、予算がない場合はやらない、こういうことでございまいしょうか。

○政府委員(手塚康夫君) 端的には、例えば交代制勤務などはなかなか大変だつたと思ひます、この工夫の凝らし方。いわば勤務の実態をいろいろ調査しまして、例えば同じようなところであると、これは四人で勤務し、あるときには五人で勤務しているというふうなもの、それじゃ四人で組むことはできないのかというふうなそんな工夫、あるいはある時間帯には応援を求めるといふような工夫、そういうふうな工夫を積み重ねることによつて、これでいけますというふうな各省とも自信を持って今回臨んだということでございます。でも、どうも先生のおっしゃるのには各省の工夫が全くないやうにとれるんですが、工夫を凝らせば、民間での合理化とはいかないかも知れませんが、役所においても合理化の余地はまだ残つていられるというふうな私は思つていられるわけでございます。

○飯田忠雄君 合理化のできるところはほとんど合理化していただいて、そして現有人数で休みを

とすることができれば、それにこしたことはないと思います。

そこで、防衛庁長官、ちよつとお尋ねしますが、防衛庁の職員に週休二日制を実施した場合に、我が国の防衛というものに余り影響はないでしょうか、あるでしょうか。

○国務大臣(瓦力君) 防衛庁の任務につきまして御理解をいただいております内閣委員の諸先生でございまして、また一方におきまして、今、十月二十三日の閣議決定に基づいて週休二日制導入、この問題をいろいろ検討を続けてまいりました、例えばリーダーサイトであるとかは、閉庁とかそういうわけにはまいりませんが、工夫を凝らしながら配置を転換してまいりますが、そういう苦勞をいたしますれば、そういう方向で対応できよう。自衛隊の隊務の運営に影響が出ないようにしなげやしませんし、また隊員の勤務条件や健康管理にも配慮してまいらなげやしませんし、そういうことを踏まえまして隊務をおろそかにすることなしにやっておりますという、その方向で研究を進めておるわけでございます。私は、そういう事態になれば可能である、かように思っております。

○飯田忠雄君 訓練であれば休んでも差し支えないと思いますが、しかし、通信業務に従事しておる者が、通信というものは年がら年じゅう二十四時間制でやっておりますね、あれを二日休んだらどういふことになるかという問題で、殊にきょうは運輸大臣お留守なのでちよつとそちらはできませんが、海上保安庁の海難救助体制のときにこれは週休二日制が通るかどうかという問題、いろいろ問題があるんですが、そういう場合に定員の増加ということも行わないで休みをとるといふことができるかどうか、この点をちよつとお伺いしたいんです。

○政府委員(松本宗和君) 防衛庁の場合、確かに先生おっしゃるように、リーダーサイトでありまして、か、そういう通信業務に二十四時間従事しておる職場がございます。ただ、これはシフト勤務

をとっておりますので、いわゆる基本的な形で四週六休制ですか、こういう体制をとるのは非常に困難であらうかと思われましても、例えば四週間の中で平均して一週間いわれる四十二時間ですか、現在四十四時間ですけれども、これを四十二時間に変えていくというような形で、勤務の配置を工夫するということが可能である。これは現在試行しておりますが、現にそういう形で実施できておりますので、今のところ支障はないのではなからうかと考えております。

○政府委員(手塚康夫君) 防衛庁と同じですが、海上保安庁の警備救難部門、あるいは似たようなものとして例えば刑務所の保安部門もそうですし、気象庁の観測、予報部門などもみんなそうです。要するに現在でも日曜日も仕事をしていますグループがございます、交代制勤務で。こういったグループについては、四週六休という正確に誤解がございまして、これはこういうふうな御理解いただきたいんです。平均的に週四十三時間である労働時間を四十二時間にしようというふうな御理解いただければわかるかと思うんですが、そういう交代制の人たちについては、土日休むという形じやございませんが、週四十二時間という形で勤務を組むというのが基本になっております。

○飯田忠雄君 これは例えば通信業務従事員の定員をふやして、そのかわりほかの方の職種の定員を減らすということは可能であらうと思ひます。そういうような措置をおとりになる上ならば了解できますが、そうでなしに、二十四時間体制にいなきやならぬものを無理やり半分ずつ勤務させる。四人で勤務しなければならぬものを二人ずつ勤務させて休ませるといったようなことになれば、非常に労働過重になります。そういうような問題については軽々しく扱うべき問題ではないと私は思ひます。

そこで、それはそうとしまして、今回の人事院の勧告では四週六休制の本格的実施を勧告しておりますが、これにつきまして、去る十月二十三日の閣議決定で、六十三年四月を目途に実施するこ

ととした、こういうことが新聞に書いてあるわけですが、それで、昨年の十一月からの試行を実施する際、おおむね一年間実施すると閣議了解でなつていたものが、六十三年四月を目途としたというのは、どういふわけですか、六十三年四月を目途としたのでしょうか。お尋ねします。

○政府委員(手塚康夫君) 先ほども申し上げましたように、四週六休につきましては昨年の十一月三十日から試行に入っております。その際に約九割の職員が試行に参加しております。それで、実際にはその試行の途中でさらにいろいろ工夫を凝らさなければいけないというふうなこともあり、その結果として、順調にきているわけですが、先ほども申し上げましたように、一部約一割の者につきましては、この間の十月の初めからようやく試行に入つたという状況になっているわけですから、そうしましたと、やはりその試行の状況もある程度見届けなさいといかないのではないかとこのことで、この間の閣議決定でも、試行を若干延期して、今の約一年というのを延ばして、それに引き続く形で四月を目途として本格実施に切りかわる、そういうふうにしたわけでございます。

○飯田忠雄君 内閣総理大臣官房広報室が行いました週休二日制に関する世論調査では、病院などの医療機関、学校などの教育機関、官庁の窓口業務等については圧倒的多数が閉庁方式に反対しておる、こういう結果が出ておりますが、この事実について総務庁としてはどのように受けとめておられるのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(手塚康夫君) 昨年の七月の広報室の調査、この結果は私も多少愕然といたしました。ただ、前に、五十二年にやっております。それとはなかなか比較しにくいんですが、それと比べるとやはり国民の理解も進んでいるなと思ひながら、中身を見ますと、まあ反対というわけはございせんが、総論的には公務員の週休二日制は過半数、大多数が賛成していただいているわけです。ただ、各論といいますが、要するに閉めてもいいか、休業日をふやしてもいいか、閉庁しても

いいかという趣旨で聞きますと、賛成してくれるのが官庁の窓口業務について一五・七%しかない。それはまだある意味ではわかるんですが、窓口ですから、ところが、窓口以外の官庁の業務についても四分の一に足らない二五・五%しか賛成がないというのは、正直私も愕然としました。

そういう意味では、金融機関についても正直言いますと二四・五%しかないわけですが、このときの調査です。現に閉庁に入っている金融機関でもそうだとおもうことになる、やはりこれはただ黙って国民の理解を得るというわけにはいかない、積極的に閉庁なら閉庁問題を議論していただいて国民にも理解してもらつて、それでどうだというふうに聞かなくてはいかぬかというところで、実はこの三月の人事管理官会議で各省に検討をお願いして、それが今度の閉庁問題の発端というふうになつておるわけでございます。

○飯田忠雄君 私は別にこれに反対をしておりますわけじやないんです。働き過ぎだからそれを和らげようというのには必要だと思ひますが、そのことと公共の福祉の問題とは別だと思ひます。常に公共の福祉を圖りながらやつていただかないと大変困るのではないかとこのことで質問しておるんですから、お願いいたします。

人事院が六十一年の給与法改正の際に公務員の休暇制度の見直しを行つておりますが、さらに現行の公務員の休暇、勤務時間制度を大幅に見直すという新聞記事がございまして、これは東京新聞に載つておりましたが、そこで職員局長のもとに学識経験者による勤務時間法制研究会を発足させて研究しておるという新聞に書いてありますが、いつごろを目途に新規立法を提出なさる御計画でございますか。

○政府委員(川崎正道君) 最近、労働基準法の改正が行われたりあるいは週休二日制の機運が高まる、こういうことで勤務時間に関する状況が大きく変化してきておると思ひます。そういう変化の中で、やはり公務員の勤務時間あるいは休暇に関

するあり方、こういうものも今後どのように考えていったらいいか十分に検討しなければならぬ時期にきているのではないか、こういうふうに感じまして、今お話しの研究を設けたわけでございますが、何せ勤務時間あるいは休暇に関する問題というのは非常に多くの問題を含んでおります。また、いろんな角度から研究を進めていかなければならぬ問題でもございまして、これから約二年間ぐらいの期間をかねて勉強を進めてまいりたい、このように考えております。

○飯田忠雄君 それでは、最後の問題に移ります。

一般職と特別職を区別しておられまして、国家公務員法に特別職が書いてありますが、どうも特別職というものの内容を調べてみますと統一したものがないように思われます。なぜ特別職というものを設けることになったのか、その理由を御説明願いたい、それから特別職に対する給与原則がどうも明確でない。ある職種については特定の俸給を固定させておられますが、ある職種によりまして幾つかの種別を設けておられる。例えば大使、公使なども区別があるわけですね。大使としてたくさん俸給が書いてある。そうすると、これは一等大使、二等大使、三等大使、そういうことを意味するかどうかという問題もありませんが、そういう点お伺いしたいわけですが、それから、時間がもうないのでついでにお伺いしますが、総理大臣のこれは俸給が書いてあります。総理大臣というのは、憲法によりまして、衆議院議員、参議院議員の中から選任すると、こうなっております。国会議員の中から選任するわけなんです、歳費を払うことになっていて。国会議員に歳費を払うものであるならば、その国会議員から選任される総理大臣というものは別に俸給を決めなくてもいいのではないかと、総理大臣手当をつけられ足りるのではないかと思われますね。そういう点についての御見解はどうですか。

○政府委員(中島忠能君) 一般職と特別職の関係でございますけれども、特別職の具体例として掲げてあるものをごらんいただければわかると思いますが、職員といいますが、国家公務員の勤務条件とか服務について一般職とは異なった取り扱いをする必要があるというものについて、特別職という概念をつくりまして一般職と区別して、公務員法上設けておることでございます。

○政府委員(手塚康夫君) そういうことでございまして、私どもの方、特別職を扱っておりますが、要するに一般職でないものは特別職ということになっておりますから、先生の御指摘のとおり、種々雑多なものが入ってくるのはやむを得ないんです。これは総理府とか総務庁、私どもの役所もそういうふうな要素もございまして、いろんなものをやらされるということになるわけです。それで、それに対して一律的な基準、給与、俸給などの基準を設けるというのは、これはなかなか正直難しいところがございます。上は総理大臣、国務大臣の俸給から秘書官、あるいは先生御指摘のとおり、大使、公使などいろんなグループ、それに対しての処遇、これはそれらの官職の職務と責任、そういったものを踏まえまして、これはある意味では一般職と同じでございます。それからさらには一般職との均衡、それから特別職同士のバランス、そういったものを考慮して、さらに年功的なものも入ってきたりもいたしますし、それらのすべてを考慮して定めているわけでございます。

○飯田忠雄君 たびたびの御答弁で一般職と特別職の区別の仕方、一般職でないものは特別職だところおっしゃったけれども、逆じゃありませんか。法律では、特別職を書きまして特別職に属しないものを一般職と、こう書いてあるんです。

○政府委員(中島忠能君) 法律の書き方は、先生が今御指摘になったとおりでございます。

○飯田忠雄君 終わります。

○吉川春子君 それでは、質問させていただきます。

日本の労働者は働き過ぎだ、長時間超過労働だということで世界から批判を受けており、週休二日の移行もこういう批判に政府としてもこたえる、何よりも働いている人々の働き過ぎを是正する、そして、より人間らしい生活を営むというねらいがあるわけです。

私は、先日、埼玉の浦和地方法務局春日部出張所、大宮支局、大宮職業安定所、大宮国道事務所の様子を観察しましたが、どこでも仕事量の多い割に職員の数が少なく、大変な業務を公務員の皆さんがこなしていることに驚きました。そして、労働組合である埼玉国公はもちろんです、支局長や所長の皆さんの口からも定員増の強い要求が出されました。利用者である国民にとっても、ゆゆしい問題であります。きょうは時間が短いので、主として法務局を例にして質問します。

まず、大宮と春日部の登記所の定員と仕事量について、昭和四十一年、五十一年、六十一年と十年ごとの推移はどうなっているでしょうか。登記申請等事件、謄抄本交付事件、おのおのについてお答えいただきたいと思っております。

○説明員(濱崎泰生君) 浦和地方法務局の大宮支局及び春日部出張所の事件の推移について申し上げます。

まず大宮支局でございますが、登記申請事件、謄抄本交付等の事件、それぞれに分けて申し上げますと、昭和四十一年、登記申請事件が二万九千四件、謄抄本交付等の事件が二万三千八百三十五件。五十一年が前者が四万八千二百四十四件、後者が五万四千四百八十九件。六十一年は、前者が五万八千八百五十八件、後者が六万二千九百三十九件と、前年より増加しております。

春日部出張所につきましては、四十一年が四名、五十一年が十一名、六十一年が十四名、このようになっております。

○吉川春子君 埼玉県は、昭和四十年代以降急激に人口が増加しました。新聞も指摘をしておりますけれども、特に最近では地価上昇が大問題となっておりまして、登記簿の閲覧、謄抄本の交付がごとしに入ってからウナギ登りで、前年同期比百三十万もふえています。職員ははるかに増える間もなく走り回っている、こういう状態です。大宮管内については、さらに西口の再開発、交通の便も大変よいのでミニマンションの増加、また全体的な傾向として利率の低下による抵当権設定の変更などの要因があります。将来とも、例えばJRの民営化に伴うものや市内の別の箇所の開発などが予想されて、仕事量はどんどんふえ続けていくことは明らかです。多かれ少なかれこれは首都圏、大阪圏を中心に登記事件の増加は必至です。

こういうような状態ですが、今伺いました数字をもとにして計算しますと、昭和四十一年から六十一年まで、大宮では登記申請事件は二倍にふえています。春日部では三・七倍にふえています。謄抄本等の事件については、大宮では九・四倍にふえて、春日部では六・五六倍にふえているんですね。ところが、職員の数は大宮では一・

八倍、二倍にもなっていないわけですね。春日部では三・五倍と。こういう数字を見ますと、大変職員はこれらの仕事をこなすのに多忙をきわめているという事は明らかだと思ふんです。私が現場で伺ったところによりますと、一人当たりの処理可能件数は、いわゆる甲号事件で二千件、乙号は六万件ということですね。そういうことで計算してみますと、実際に大宮法務局で必要な人員というのは、登記申請については二十九、謄抄本の事件については三十五と、合わせて六十四名必要になるわけですね。しかし、現在は臨時職員を含めても二十五人しかいないわけですね。春日部でも同じようなことが言えるんですけれども、

そこで、伺いますけれども、昭和六十二年度埼玉県で登記関係の職員が何名ふえたんですか、定員が。伺います。

○説明員(濱崎泰生君) 六十二年浦和地方法務局の増員は一名でございます。

○吉川春子君 全くお話にならないような数しかふえていないんですね。全国で三十八名ふえたそうですけれども、それ全部埼玉でいいだいても、あるいは東京へ持っていても足りないくらいなのに、全国でそれしかふえないと。こういう中で大変サービスの低下が起きているわけですから、その実情についてはつかんでおられますか。

○説明員(濱崎泰生君) 御指摘のとおり、現状におきまして大宮支局、春日部出張所、それぞれ職員の皆さん大変忙しい仕事をされているということについては、私も十分に認識いたしております。先ほど御指摘がありました、それぞれにつきまして甲号事件と対比してみますと、ほぼそれに見合った増員をできていると言ふことができるとかと思うわけですが、乙号事務につきましても、その大部分が機械的な作業であるというところから、その事務の一部を部外者に下請に出したり、あるいは賃金職員をもつて補充したり、あるいは謄抄本の作成のための機器、これを極めて高性能のものを配置するというようなこと

で、効率化を図って何とか対処しているという実情でございます。

なお、増員の関係につきましては、現在公務員全体について非常に厳しい定員事情にあるわけでございますが、その中にありまして関係当局の可能な限りの御理解によって毎年増員をいたしているところでございます。それとあわせて今申しましたような事務の合理化、効率化ということを図りながら対処しているということでございます。今後ともその努力をまいりたいと考えておるという状況でございます。

○吉川春子君 端的に伺います、法務省は登記関係としてはどれぐらい全国で人員が不足しているか、つかんでいらつしやいますか。

○説明員(濱崎泰生君) これは、登記事務の処理につきましては、利用者である国民の皆さんからいろいろ十分なサービスの提供の御要望があるわけでございますし、また登記事件の審査ということにつきましては、これは慎重の上に慎重を重ねても過ぎるということはないわけでございます。そういう観点から、私も登記事務を所掌する立場から申しますと、御指摘のように、全国的に相当数の増員をいたしたいという考えを持っておりますが、しかしながら、これは私どもの立場からだけ考えられる問題ではないわけでございます。まして、厳しい定員事情の中で実情を御理解いただき、毎年増員措置をいただくということをお願いをするほかに問題であるというふうに考えておりますし、これからもそういう努力を続けてまいりたいと思つておるところでございます。

○吉川春子君 定例を中心に進めております総務庁の長官にお伺いいたしますが、登記所へ申請に行きますと大変待たされて、半日仕事、一日仕事になるのが実情なんです。私が調査した大宮では、いわゆる登記申請は一週間から十日、それから謄抄本の写しをもらうのは通常は三十分から四十五分というふうにかかるわけですね。銀行などの例は適切じゃないかもしれませんが、五、六分でそういう用事が済むところが多いわけですから、

ども、こういうふうな今大変国民サービスが低下している、こういうような状態にあるわけですね。法務局関係について十分な人員が国民のサービスということからも必要じゃないかと思いますが、どうでしょう。

○国務大臣(高橋修君) 今総務庁といたしましては、行政改革という立場で五年五割削減ということをお願いして進めておるところであります。しかし、それぞれどうしてもやらなければならぬ部門につきましては、それなりのまた私ども理解をいたしまして積極的な対応をしておるところであります。私もかつて衆議院で法務委員長をいたしまして、登記所の現状なども見たことがございます。実はこれかなりやつぱり専門的な経験、知識も要するのでありますし、ちょうどかなりそうした熟練した人が卒業する年代にもなっております。そのためになかなかそう簡単にはふやせないという問題もないわけではないと思つております。

いづれにいたしましても、御指摘のようなことを十分踏まえて今後とも対処していきたい、このように思つております。

○吉川春子君 官房長官にお伺いいたします。政府で定員削減の問題を進めているんですけれども、やはりこういう深刻な実情にありましても、国民のサービスに対する必要な手当てはしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) ただいま総務庁長官から御答弁申し上げましたような趣旨で、政府全体としては対処していくことだと思つております。実情それぞれ違つておるかと思つていただいても、政府としては定員削減の計画を実行していかなければならぬと、一方、簡素で効率的な行政をやらなければならぬという大命題を抱えているわけですから、必要な人員をできる限り配置して、必要な場所には必要ない人員を減らすという限り配置して、いかなきやならぬということでございます。が、全体を十分見渡しながら対処いたしていきたいと思つております。

○吉川春子君 私、ちょっと庁舎の問題について最後にお伺いしたいと思います。

御参考までに大臣にはこの表をお渡ししてあるんですが、人員が少なく大変忙しい思いをしてる一方で、全国的に法務局の庁舎も狭隘で、あるいは設備が整っていないところが多いという事です。その全体の改善計画についてお伺いしたいのと、その一例でございますけれども、春日部の法務局が、実はこれ一対二百の縮図ですけども、同じ大宮の支局と比べてこんなに違うんですね。面積でも具体的に比べますが、これだけ違うところで本当に閲覧者と職員、事務をとつて人ひとひとが接するぐらゐのところまで事務をしておりまして、いろいろ事故も起るということでした。またこの前には古利根川という川が流れておりました、時々オーバーフローするんですね。決壊するんじゃないんです。つい最近も大切な登記簿を収納している倉庫の床がすれすれまで水が来た、こういうようなところに今いるわけなんです。私はぜひ、全国的にも大変こういう条件の悪いところが多いと聞きましたが、こういうような庁舎の増改築、改良もあわせて行つていただきたいと思います。そのことを最後に要請いたし、御答弁をいただきたいと思います。

○説明員(濱崎泰生君) 具体的な出張所の改善の問題でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

御指摘の春日部出張所、これは昭和四十一年に建てた建物でございますが、その後人員がふえたというところで、御指摘のように、現在極めて狭隘な状況になっております。全国的にも老朽な庁舎、特に事件がふえたということによって狭くなつていける庁舎というものを私ども相当数抱えているわけでございますが、これらにつきましては、私も全国の状況を把握いたしまして、一挙にというわけにはまいりませんけれども、逐次これを新営する、あるいは増築するというところで、計画を進めているところでございます。そのために、関係当局の御理解を得まして予算措置もいた

だきまして、逐次進めているところでございます。この春日部出張所につきましても、そういう状況でございますので、現在建設省で合同庁舎の計画を進めていただいております。その中に法務局も入るといふ計画で進めていただいております。その計画を進めるだけ早期に推進していただくように、関係機関に働きかける努力をしているところでございます。

○古川善子君 時間ですから、終わります。

○柳澤謙造君 時間も遅くなりましたから、官房長官、先ほど同僚の野田委員がかなり詳しくこの人勧問題おやりになりましたので、私の方は要約して、やはり内閣の一番のまよめの官房長官にその御返事をいただきたいと思うんです。

もう一回私からも申し上げますけれども、人事院から勧告が出たのは八月六日。ことはこれは民間がずれたのですから、人事院とすれば私は精いっぱいだと思うんです。それで、八月の二十七日にこの内閣委員会でもって私どもも随分議論をしたんです。そのときに、完全実施という言葉は使っていないけれども、ことはまあ大体的にわゆる完全実施をするんだわなという感じを受けるような、そういう前向きな答弁をしていただいております。それで、国会が終わったのが九月の十九日ですから、ちょうど一カ月半あったわけなんです。そういう点からいって、やはり国会が開かれていた間に少なくともここへ出して、そして議決をしていただくということをやるべきであるにもかかわらず、閣議決定が十月二十三日。それで、国会の議決があれから十二月十一日です。四カ月間もかかるなんて、これはどう考えたって……。

ですから、前にも一度私、中曽根総理に予算委員会、人勧制度をきちんとお守りになるんですか、それともだめならばやめて、それで全部それだけの省庁でもって個別に交渉する形をとるべきなんです。人勧制度を守るならきちんとお守りになりなさい。それで、去年も完全実施したんですからあれですけども、カットするとかどうと

か、そういうことの議論を内閣の中でここ数年前までなされたということが、私はやっぱり道に外れていると思う。ですから、いろいろそれは理屈をくつつけてやればやれるような条文になっているからあれだけれども、せつかく人事院が御苦労して出したんだから、そうしたらそれはいい。ただそのまま実施という格好。同じやるなら速やかにやることが、やっぱり職員の皆さん方もまた気持ちよく一生懸命働こうという気になるだろうし、だからそういう点で、ことしのはこれでもうあしたで終わるわけですから、来年に向かって今度は官房長官がこの辺について指揮を執るといふことになるから、来年は少なくともことしよりかは誠意のあるところをお見せをしますと言っている、その辺の点だけお答えいただいております。

○国務大臣(小淵恵三君) 給与関係閣僚会議の座長ということになっていきますので、そういう立場から申し上げれば、それは人事院勧告がありまして一日も早く結論をつけるということは、これは私の希望です。しかしながら、やはり公務員の給与問題というのは、広く全般、国の財政状況とかその他方般にわたります。これを検討しなければならぬ点もございまして、そういう点もございまして、時間が延びてきたということもござい

ます。先ほど野田委員もいろいろその延びてきたことについての考案も申されましたけれども、政府としては勧告を受けましたら諸般の状況を判断しながら結論を得たいと思っております。従来、どうしても十二月の月になってまいりまして、政府としては何としても十二月の末までには一応結論を得て、そしてお払いするものはお払いできるような状況をつくり上げたいということで従前精いっぱい努力をしてきたことでございますが、せつかくの御指摘でございますので、十分検討していきたいと思っております。

○柳澤謙造君 来年は竹下内閣の誠意の見せどころでもって御努力をいただきたいことだけ申し上げておきます。

それから総務庁長官、四週六休制、これは八月のときに私こどももっているいろいろなやり方をと申し上げておりました。総務庁の方でも随分前向きにこの問題御検討をいただいております。手塚局長の方からでも後でまたお聞きいただいて、極力前向きでもってこれも善処していただきたいという要望が申し上げておきます。

それから、せつかくの機会ですから防衛庁長官の方にお聞きしたいのは、けさ新聞見まして、ソ連機による領空侵犯で警告発砲したというのを見てびっくりしたわけですが、これは前からも、五十年代が十五回領空侵犯されているわけですから、あれも当時の加藤防衛庁長官に随分言いました、防衛庁長官の答弁というのは、あとは外務省にお任せして、外務省が外交チャネルで向こうとやってもうただけなんですという形でもって、防衛庁としてはノータッチのような状態であって、それで領空侵犯ということはどういうことなんだ、主権が侵されたことではないのかと言った随分こどももってやったわけですが、あれども、その辺の点がけさの新聞記事のような状況から、真相のほどを聞いてみただけでよろしいです。それから防衛庁として姿勢を変えたというふうな点で防衛庁として姿勢を変えたというか、きちつとしたというか、まずその辺の点をお聞きしたいと思うんです。

○政府委員(西廣整彦君) お尋ねの昨日起きました領空侵犯の件でございますが、本件は、意図的とも思えるような格好で蛇行をしまして、沖縄本島を横切りもう一度領海上空を通過したという、極めて我々にとっては遺憾な領空侵犯事件であるわけでありまして、

状況を御説明しますと、昨日の十一時二十分ごろ、航空自衛隊の方で、レーダーサイトが我が国の領空に接近しつつある識別不明機をレーダーでとらえた。そこで、速やかに沖縄の基地から要撃機を発進させるとともに、レーダーサイトから当該機に対して無線で、進路を変更し領空を侵さないようにということを通報したわけでありまして、

いようにということを通報したわけでありまして。さらに、要撃機がその航空機に接近をしたところ、これはソ連の電子偵察機と思われるTU16パジャーという航空機であったわけですが、その機を監視するところまで近づきまして、無線及び機体の動作、これは羽を振る動作でありますけれども、そういうことで進路を変更して領空を侵犯しないようにということを重ねて通告をしたわけでありまして。しかるに、当該機がそういった通告にもかかわらず我が国の領空を侵犯し、さらに領土内、領土上空に近づいてくるという状況にありましたので、レーダーサイト及び要撃機から無線、それから先ほど申し上げた機体動作によつて、日本の領空を侵犯してある、我が方の誘導に従って着陸せよということを通報したわけでありまして。

その通報にもかかわらず、なおかつ侵犯機が飛行を続けたために、要撃機は南西航空司令部の指示に従いまして曳光弾を用いて信号射撃による警告を行ったというところであります。その航空機は沖縄本島の南半分を縦断するような格好で東側に抜けまして、さらに徳之島と沖永良部間の領海の上を抜けて公海上に出たという状況であります。

これは形としては、従来の領空侵犯のように非常に離れた島の上で、小さな島で天候が悪かったとか、そういうものじゃないと見えて、十分境界もきいておつて島も見えている状況なので、かなり悪質であるというふうな我々考えておりますので、本日、これは外務省がやった措置でございます。我々としては重大視をしておる、こういうふうなことが繰り返されると重大な事態も惹起するおそれがあるということで、嚴重な抗議をいたしましたという状況であります。

なお、先ほど、従来の侵犯の状況と違つて措置が変わつたのかということでありまして、今回また我が航空基地に近いところでありまして、そういうことですべての警告その他が当初から間に合つておる状況だったという点で、現在

国際慣行で許されておる、そしてまた我が方のレギュレーションでできる範囲のすべてのことをやつたということであります。しかしながら、今申し上げたように、領空に入ることを阻止したり、あるいは強制着陸をさせ得なかったということとはまことに残念でありますし、申しわけないというふうに思っております。

○国務大臣(瓦力君) 防衛局長よりたゞいま状況を御説明いたしました、沖繩本島上空を通過するなど、極めて遺憾な事態でございまして、重大な事態である、かように認識をしておるところでございます。

○柳澤謙造君 時間が遅いから、まだありますけれども終わります。

○委員長(名尾良孝君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより三法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

まず、一般職給与改正法案の俸給改定は人事院勧告史上最低水準であり、公務員労働者の生活実態と質上げ要求、さらには国際的にも要請されている内需拡大のための消費拡大、民間労働者の賃上げへの影響等を考慮するならば極めて不十分な改定であります。勧告の早期完全実施というところであります。

また、公務員労働者の労働時間短縮と週休二日制の実現は、国際的に極めて劣悪な労働者の長時間労働の是正という点で、四週六休制は妥当なものであります。

のであります。

以上の点で、一般職給与と法改正案には賛成いたします。

特別職給与と法改正案のうち、秘書官の俸給引き上げなど、その俸給水準から見ても必要な改善も含まれておりますが、大臣、政務次官など一部高級公務員の俸給の大幅引き上げは、上層下層の給与体系を維持するものであり、全体として反対いたします。

防衛庁職員給与と法改正案は、防衛庁の一般職員、曹士隊員、下級幹部とその家族の生活を守る上での給与改善は当然必要であります。米国の世界戦略に組み込まれた自衛隊が憲法違反の基本的性格を持つとともに、日米運命共同体路線に基づき日米安保体制の飛躍的強化が図られている今日、これに賛成することはできません。

最後に、附帯決議について一言申し上げます。

四週六休、週休二日制の実施は当然であります。土曜閉庁、小・中・高等学校の週五日制については、国民サービス低下の防止などを図りつつ、国民の合意を得て進めることが極めて重要であります。この点に配慮することが必要でありますので、全面的には同意はいたしかねます。

以上申し上げて、討論を終わります。

○委員長(名尾良孝君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(名尾良孝君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措

置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(名尾良孝君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁職員給与と法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(名尾良孝君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

久保田君から発言を求められておりますので、これを許します。久保田君。

○久保田真苗君 私は、たゞいま可決されました一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔案〕

社会経済情勢の変化等に伴い、労働時間短縮・週休二日制の実現が緊急かつ重要な国民的課題となつてゐることに鑑み、公務員についても、その積極的な推進を図るため、政府並びに人事院は、次の事項について速やかに適切な措置を講ずべきである。

一、昭和六十三年度中に土曜閉庁が円滑に実施できるよう、速やかに必要な措置を講ずること。

また、地方自治体の土曜閉庁及び小・中・高等学校の学校週五日制についてもその早期実現に努めること。

一、公務員の完全週休二日制実現のため、諸般の準備を計画的に進めること。

一、年次休暇の完全取得の促進、超過勤務の縮減、休暇制度の拡充等により、年間総労働時間の短縮に努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(名尾良孝君) たゞいま久保田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(名尾良孝君) 全会一致と認めます。

よって、久保田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たゞいまの附帯決議に対し、高島総務庁長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。高島総務庁長官。

○国務大臣(高島修君) たゞいまの附帯決議につきましては、政府として、今後とも検討し、努力してまいりたいと存じます。

○委員長(名尾良孝君) なお、三法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) これより請願の審査を行います。

第一七号人事院勧告の完全実施に関する請願外十九件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりであります。これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第一五七号元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願は採択すべきものにして内閣に送付する要するものと、第一七号人事院勧告の完全実施に関する請願外十八件は保留

といたします。

とすることに意見が一致いたしました。
以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(名尾良孝君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国防に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、両件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(名尾良孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後八時三十三分散会

〔参照〕

内閣委員会付託請願中採択(一覧表(一件))
第一五七号 元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請願

十二月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、人事院勧告の完全実施に関する請願(第一七号)

一、国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願(第二三三号(第二四四号(第二五五号(第二六六号(第二七七号(第二七八号(第二八九号(第三〇号(第三一〇号(第三二二号(第三三三号(第三四四号(第三五五号(第三六六号(第三七七号(第三八八号)

第一七号 昭和六十二年十一月二十七日受理
人事院勧告の完全実施に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八 永田悦雄

紹介議員 沢田 一精君

人事院は、八月六日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与を四月にさかのぼって平均一・四七パーセント引き上げるとともに、職員の出退勤二日制について、四週六休制の本格実施への速やかな移行を勧告し、その完全実施を強く求めている。今回の引上率は史上最低とはいえず、人事院勧告が公務員の労働基本権制約の代償措置の一つとして設けられているものであり、公務員に対する適切な給与の処遇が公務員の生活や士気に強い影響を与えていることを考慮するならば、この勧告は速やかに実施すべきであると考え、また、給与勧告とあわせて勧告された公務員の四週六休制も画期的なものである。よって、今回の人事院勧告を尊重し、速やかに完全実施されたい。

第二三三号 昭和六十二年十一月三十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願
請願者 岐阜県関市宮河町二ノ三ノ五〇四 浅野隆 外三百八十一名

紹介議員 諫山 博君

知る権利を抑圧し自由と民主主義の存立を危うくする国家(防衛)秘密法案の再提出に反対されたい。

現在、自由民主党が国会に提出しようとしている

国家(防衛)秘密法案は、第百三回国会で廃案となつた国家秘密法案と性格を同じくし、自由と民主主義の存立を危うくするものである。第一に、この法案は、憲法の国民主権主義に反する。国民主権主義の下では、国の保有する情報は国民全体の共有財産であり、原則として国民が自由に利用できるものでなければならない。国政情報の公開原則に反し、防衛・外交に関する無数の国家秘密に法的根拠を与えることは、国民の知る権利、言論、報道、取材の自由を抑圧し、民主主義の存立をも脅かすことは明らかである。やむを得ず、非公開とする情報があるとしてもそれは例外であり、その例外を立法化した国家秘密法ではなく、まず、公開原則を立法化した情報公開法が制定されなければならない。第二に、この法案は、憲法の平和主義に反する。平和主義の下では、スパイ防止の名目で国民の知る権利を抑圧し、思想を管理・統制して再び戦争への暗い道をたどらしめる国家(防衛)秘密法案を認めることはできない。国家(防衛)秘密法案は、秘密の定義があいまいで、その範囲が無制限に拡大されるおそれがある。また、知る権利を行使し防衛・外交情報を知ろうとする者に対しても、探知・収集罪、漏示罪など専ら刑罰による制裁を加えることだけを規定し、無期懲役にも及ぶ極刑に処するものであり、国民を脅かそうとしている。第三に、この法案は、憲法が定める人権保障規定に反する。国家(防衛)秘密法案は、出版又は報道の業務に従事する者が、専ら公益を図る目的で防衛秘密を公表しても、これを罰しないという規定を設けている。しかし、既に憲法が保障している出版、報道の自由について、改めて不処罰規定を設けなければならないこと自体、この法案が、我が国を秘密国家とし基本的人権を侵害する危険のあることを示している。我々は、平和と民主主義を守り育て、市民の命と暮らしを守る立場から、国家(防衛)秘密法案の提出に反対するものである。

第二四四号 昭和六十二年十一月三十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 福島県郡山市田村町正直字除古三一ノ二四 佐藤順子 外三百七十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二五五号 昭和六十二年十一月三十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都新宿区喜久井町二九 藤田 昭雄 外三百七十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二六六号 昭和六十二年十一月三十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 札幌市中央区南四条西一丁目 新川弘子 外三百七十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二七七号 昭和六十二年十一月三十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 埼玉県加須市本町一六ノ二五 平 沢和子 外三百七十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二八八号 昭和六十二年十一月三十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都府中市白糸台二ノ五八ノ六 コーポ宗田二〇二 佐藤龍二 外三百七十九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二三三号と同じである。

第二九号 昭和六十二年十一月三十日受理
国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 愛知県岡崎市岩津町車塚六三ノ五

紹介議員 川合昭雄 外三百七十九名

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三〇号 昭和六十二年十一月三十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 愛知県岡崎市大樹寺三ノ七〇

紹介議員 松尾武 外三百七十九名

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三一号 昭和六十二年十一月三十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都調布市多摩川一ノ八ノ七西

紹介議員 調布住宅R Fノ四〇一 松本洋子 外三百七十九名

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三二号 昭和六十二年十一月三十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都練馬区平和台三ノ一ノ三

紹介議員 内田美奈子 外三百七十九名

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三三号 昭和六十二年十一月三十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都練馬区平和台三ノ一ノ三

紹介議員 立木 洋子 外三百七十九名

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三四号 昭和六十二年十一月三十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境一ノ二五ノ二

紹介議員 瀬口玲子 外三百七十九名

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三五号 昭和六十二年十一月三十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都新宿区新宿一ノ一五

紹介議員 沢かよ子 外三百七十九名

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三六号 昭和六十二年十一月三十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区神大寺三ノ二ノ八

紹介議員 横濱市神奈川区神大寺三ノ二ノ八

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三七号 昭和六十二年十一月三十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀九ノ四ノ九

紹介議員 二〇五 辻京子 外三百七十九名

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第三八号 昭和六十二年十一月三十日受理

国家(防衛)秘密法案の再提出反対に関する請願

請願者 埼玉県加須市久下六ノ七ノ八 大
鶴和子 外三百七十九名
紹介議員 吉川 春子 外三百七十九名
この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

十二月九日日本委員会に左の案件が付託された。
一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に
関する請願(第一五七号)
一、人事院勧告完全実施に関する請願(第一五
八号)

第一五七号 昭和六十二年十二月四日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金に関する請

請願者 石川県石川郡野々市町太平寺一ノ

一八一 神尾和子 外二百八名

紹介議員 石本 茂君

かつての事変地又は戦地等に勤務した元日赤救護

看護婦に対し、兵の恩給に準じて次の措置をとら

れた。

一、現在、兵の恩給との間に著しい格差があるの

で、兵に準じて慰労給付金を増額すること。

二、十二年未満(戦地加算年数を含む)の者は全

く除外されている。これらの者も善処するこ

と。

三、現在、台湾、朝鮮に勤務した期間が除外され

ているので、これらを準戦地扱いにすること。

理由

我々は、戦時中救護看護婦として召集を受け、軍

の命令により外地の陸・海軍病院等に配属され、

戦時衛生勤務に服し、戦傷病者の救護に従事中敗

戦となり、外地に長期抑留の身となったものでは

ある。しかしながら、慰労給付金の支給については、

恩給制度を準用し、戦地加算を考慮して兵に準ず

る処遇をする各党の申合せで決められたが、い

まだ多くの問題を残している。

第一五八号 昭和六十二年十二月四日受理

人事院勧告完全実施に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

紹介議員 内 桜田栄一

人事院は八月六日、内閣総理大臣及び衆参両院議

長に対し、国家公務員の給与を平均一・四七パー

セント引上げをする勧告を行った。また、この給

与改定勧告に併せて、公務員の四週六休制の本格

実施を勧告し、土曜閉庁方式を提起している点

は、労働時間短縮が急務となっている今日、週休

二日制の拡大に大きく寄与するものであり、時宜

を得た提言である。ついては、人事院勧告を誠意

をもつて完全実施するよう強く要望するとともに

に、四週六休制の本格実施に当たっては、国民に

対する行政サービスが低下することのないよう配

慮されたい。

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は十二月一日)

一、一般職の職員の給与等に関する法律の一

部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律及び国

際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨

時措置法の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

案

十二月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、日米共同訓練反対に関する請願(第二〇四

号)

第二〇四号 昭和六十二年十二月七日受理

日米共同訓練反対に関する請願

請願者 大分県北海部郡佐賀岡町大字神崎

紹介議員 九九一 大平義人

日本国憲法前文及び第九条の示す国際平和の達成

のための、及び日本国の安全のための日本政府及

び地方公共団体の強力な施策を求め、貴院におい

て、関係機関に対し、日米合同作戦(訓練、演習)

等は、今後停止又は中止の要請をするともに議

決されたい。

理由

昭和六十二年九月四日以降、大分県日出生台、十

文字原等において実施された日米連合共同作戦

(訓練、演習)等は、国際社会の安全及び日本国の

安全(国民の生命財産の保護、及び平穏生活)又は

その法的根拠の国際条約及び協定又は自衛隊法

等、いずれの事項についても、別添法令文書の示

すとおり日本国憲法前文及び第九条の定め違反
している。(資料添付)

昭和六十二年十二月二十一日印刷

昭和六十二年十二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局